

自然災害等による被災在学生・受験生及び入学生に係る授業料等減免基準

◇ 目的
 自然災害等により被災した在学生・受験生及び入学生に対し、大月短期大学学則第25条第3項及び大月市立大月短期大学授業料等徴収条例第6条に規定する「災害等特別な理由がある」と認め、授業料等を減免することにより、被災した学生等が経済的な理由により就学を断念することがないよう、また、被災した受験生等の進学のための機会を確保を図ることを目的とする。

◇ 減免対象となる自然災害等(「災害等特別な理由がある」と認める事由)

次の(1)且つ(2)に該当する自然災害等。

- (1) 当該区域に災害救助法が適用された自然災害等であること
- (2) 文部科学省より措置依頼があった自然災害等であること

◇ 減免対象者

次の(1)且つ(2)に該当する者。

- (1) 本人若しくは監護者の居住地が、当該災害による災害援助法が適用された区域であること。
- (2) 授業料等減免申請書及び罹災証明書の写し等の必要書類等を期限までに提出した者。

◇ 減免対象年度等

	対象年度	申請書等提出期限
在学生	被災年度	被災日から90日 且つ被災日の存する学期最終日
受験生	被災年度から5年間	出願時
入学生	被災翌年度から5年間	入学手続時

◇ 授業料等減免の額

①罹災証明書で判断できる建物等の損壊

1. 在学生

罹災証明書による区分		当該年度授業料	
被害の程度	損害割合	被災日の存する半期分	左記以外の半期分
全壊	50%以上	189,600 円	189,600 円
大規模半壊	40%以上 50%未満	免除	対象外
中規模半壊	30%以上 40%未満		
半壊	20%以上 30%未満		
準半壊	10%以上 20%未満	1/2 減免	対象外
準半壊に至らない(一部損壊)	10%未満		

2. 受験生

罹災証明書による区分		入学検定料
被害の程度	損害割合	
全壊	50%以上	免除
大規模半壊	40%以上 50%未満	
中規模半壊	30%以上 40%未満	
半壊	20%以上 30%未満	1/2 減免
準半壊	10%以上 20%未満	
準半壊に至らない(一部損壊)	10%未満	

3. 入学生

罹災証明書による区分		入学金		初年度授業料	
被害の程度	損害割合	市内	市外	前期分	後期分
全壊	50%以上	110,000 円	200,000 円	189,600 円	189,600 円
大規模半壊	40%以上 50%未満	免除	免除	免除	対象外
中規模半壊	30%以上 40%未満				
半壊	20%以上 30%未満				
準半壊	10%以上 20%未満	1/2 減免	1/2 減免	1/2 減免	対象外
準半壊に至らない(一部損壊)	10%未満				

②罹災証明書では判断が困難である人的被害その他を事由とした家計の急変

1. 在学生

家計の急変後の学生及び生計維持者の合算収入見込額 大学等における修学の支援に関する法律施行令による区分		当該年度授業料	
区分	減免額算定基準額	被災日の存する半期分	左記以外の半期分
第Ⅰ区分	100円未満	189,600 円	189,600 円
第Ⅱ区分	100円以上 25,600円未満	免除	対象外
第Ⅲ区分	25,600円以上 51,300円未満	2/3 減免	対象外
		1/3 減免	対象外

2. 受験生

家計の急変後の学生及び生計維持者の合算収入見込額 大学等における修学の支援に関する法律施行令による区分		入学検定料
区分	減免額算定基準額	
第Ⅰ区分	100円未満	18,000 円
第Ⅱ区分	100円以上 25,600円未満	免除
第Ⅲ区分	25,600円以上 51,300円未満	2/3 減免
		1/3 減免

3. 入学生

家計の急変後の学生及び生計維持者の合算収入見込額 大学等における修学の支援に関する法律施行令による区分		入学金		初年度授業料	
区分	減免額算定基準額	市内	市外	前期分	後期分
第Ⅰ区分	100円未満	110,000 円	200,000 円	189,600 円	189,600 円
第Ⅱ区分	100円以上 25,600円未満	免除	免除	免除	対象外
第Ⅲ区分	25,600円以上 51,300円未満				
		2/3 減免	2/3 減免	2/3 減免	対象外
		1/3 減免	1/3 減免	1/3 減免	対象外

※減免後に100円未満の額がある場合は切り捨てとする。